

平成26年度 第2回 瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会



日時：平成26年11月12日（水）18:00～
場所：穂積庁舎 3階 議員会議室

【審議1】

会議の基本事項について

会議の基本事項について①

【設置根拠】

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項
瑞穂市附属機関設置条例(平成20年条例第30号)
瑞穂市まちづくり基本条例(平成23年条例第13号)

【審議内容】

まちづくりに関する基本的な考え方やルールを定めた「まちづくり基本条例に基づく、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりの推進に関する取りくみや、その他市のまちづくり全般に関する重要事項について幅広い視点から審議していただきます。

【任期】	委嘱の日から計画策定終了まで
【報酬】	6,000円/日
【委員定数】	15人以内
【委員構成】	有識者(学識・各種団体・審議会など)、公募

会議の基本事項について②

【会議時間】

原則として、1回の会議について概ね2時間程度とします。

【会議の傍聴について】

会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めます。この場合傍聴定員を定めて行います。

【会議情報の公開について】

委員名簿は、公開するものとし、名簿には名前、所属、役職を記載し、さらに審議会の役職名（会長、副会長）を記載します。

【会議録の公開方法】

会議資料は原則として会議終了後市役所本庁舎2階（市行政情報コーナー）に備え置くとともに、市のホームページで公表します。

議事録は、会議における議事の経過及び発言の要旨とし、事務局が作成後委員の確認を経て会議資料と同様の方法により公開します。

会議の基本事項について③

【審議の進め方】

議事は委員個人の意見ではなく、合議により審議会としての全体意見を集約しながら進めます。運営上の確認事項が生じた場合は、会長は審議会に諮って決定します。

【審議会の日程】

審議会の日程は、当該会議時において次回開催日程等の調整を行うものとし、会議の開催案内は次回開催日の概ね2週間までに各委員に通知するものとします。

【会議を欠席される場合】

会議を欠席される場合は、事前に事務局までご連絡をお願いします。

会議を欠席される場合で、議事等にご意見があります場合は、会議当日までにその旨ご連絡ください。（058-327-4128（内234）福富・馬淵）

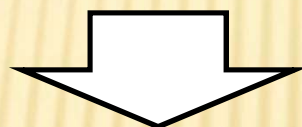
【審議２】

まちづく基本条例について

瑞穂市まちづくり基本条例について①

瑞穂市まちづくり基本条例を策定 した背景

- ・ 地方分権の進展
- ・ 住民ニーズの多様化



まちづくりに関する基本的な考え方、
ルールづくりが必要

まちづくりの基本理念

＜社会情勢の変化＞

少子高齢化、人口減少、経済活動のグローバル化

地方分権の
進展

自治体情勢の変化
自治体の役割と責任が増大

まちづくり

地域のことは
地域で考え、
地域で決める

基本的な考え
方やルールが
必要

住民が住み続けられ
る自主自立のまち

地域特性を生かした
自立した自治体経営

市 民

三者のパートナー
シップが不可欠

議 会

行 政

まちづくり基本条例

瑞穂市まちづくり基本条例について②

まちづくりとは・・・

「市民生活に係る様々な分野において、わたしたちの暮らす地域等をより良いものとするための取り組み」

～瑞穂市まちづくり基本条例第2条より～

＜ハード面＞道路、建物等の整備

＜ソフト面＞選挙の投票、ボランティア活動、自治会活動への参加等

瑞穂市まちづくり基本条例について③

市 民	・ まちづくりへの参画 ・ 地域との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与する ・ 自治組織などでの地域活動等
議 会	・ 開かれた議会運営 ・ 広く市民から意見を求める等
市(市長)	・ 市政運営の方針の明確化及び達成状況の公表 ・ 公正かつ誠実な執行及び運営 ・ 市民参画の機会の保障等

それぞれの役割を明確化

「協働」によるまちづくりを推進

瑞穂市まちづくり基本条例について④

まちづくりの推進に関する3つのポイント

情報の共有

市議会と市の執行機関が積極的に情報提供を行い、市民と情報を共有してまちづくりに取り組みます。
(第6条・第11条)

参画

地域の実情にあった市政運営を行うため、自治の主体である市民の市政への参画を進めます。(第15条)

協働

それぞれの役割と責任を理解し、対等の立場で、互いの特性を生かして協力する「協働」のまちづくりを進めます。(第18条)

瑞穂市まちづくり基本条例 推進委員会について

条例に規定する所掌事項

第10章まちづくり基本条例推進委員会

第21条 まちづくり基本条例推進委員会(以下「推進委員会」という。)は、市長の諮問に応じ、協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとします。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進委員会に諮問するものとします。

3 推進委員会は、市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては、市長に提案するものとします。

4 前3項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

推進委員会の経過①

●平成22年6月	まちづくり基本条例推進委員会設置		
●推進委員会会議	(全8回開催)		
●平成23年8月	条例案策定報告		
●平成23年9月	「まちづくり基本条例」可決成立		
●平成24年7月	第1回	推進委員会	(委員改選)
●平成25年1月	第2回	推進委員会	取り組み
●平成25年3月	第3回	推進委員会	あり方・進め方
●平成25年5月	第1回	推進委員会	あり方・進め方
●平成25年7月	第2回	推進委員会	テーマ選定・審議
●平成25年9月	第3回	推進委員会	審議会等
●平成25年10月	第4回	推進委員会	11/6 提言書提出
●平成26年3月	第5回	推進委員会	総合計画

推進委員会の経過②

第1回 H24/7/27 委員会

市の取り組み

・ 周知活動 ・ 状況一覧 ・ パンフレットの更新 など

第2回 1/10 委員会

市長からの諮問がないことに関する指摘

委員会がピックアップする案件の中で、市においてその案件が諮問すべき事項と判断した場合、諮問を行う形式の提案。

第3回 3/19 委員会

推進委員会の役割 行政施策の実施、計画策定における進め方などが、まちづくり基本条例の精神に沿ったものかをチェックする役割。

抽象的な議論を行うためには、個別具体的な議論が必要であり、推進委員会の会議ではそれを行う時間が足りない。⇒ 部会の開催

推進委員会の経過③

【部会の開催】

- 第1回部会 4/24 諮問のルール
- 第2回部会 5/15 市民の声を行政に反映させるシステム
- 第3回部会 5/22 人材育成
- 第4回部会 6/19 自治会
- 第5回部会 7/3 審議会

※ それぞれのテーマについて、部会を開催し、勉強会を開催。

平成25年度 第1回 5/29 委員会

- ・ 基本条例第21条第3項の規定に基づき、市に提案を行うことを決定
- ・ 市に提案するテーマを絞ることで決定

平成25年度 第2回 7/17 委員会

- ・ 個別のルールを見直すための調査や研究、審議や提案などを行っていくことを確認。
- ・ 優先順位を決めて審議を行うことを確認テーマを「審議会等」とすることで決定。

推進委員会の経過④

第2回推進委員会で決定したテーマ「審議会」についての部会を開催。

【部会開催】

第6回部会 8/7 審議会①

第7回部会 8/28 審議会②

平成25年度 第3回 9/25 委員会

- ・ 審議会等の実態調査結果の報告
- ・ 現状の課題と提言として盛り込む内容の検討

平成25年度 第4回 10/23 委員会

- ・ 提言書（案）のとりまとめ「まちづくりの推進に関する提言書」

☆提言書提出 11/6

「まちづくりの推進に関する提言書」を市長に提出

行政改革推進委員会での審議（参考）

平成25年度 第2回 11/26 行政改革推進委員会

- ・「まちづくりにの推進に関する提言書（審議会等について）」に係る審議会等の改革について諮問。
- ・まちづくりの推進という視点のみならず、行政改革の視点からの審議会等の改革について意見を求めたもの。

平成25年度 第3回 1/14 行政改革推進委員会

- ・提言内容の確認と、市の対応方針案の検討

平成25年度 第4回 2/25 行政改革推進委員会

- ・答申（案）の検討

平成25年度 第5回 3/27 行政改革推進委員会

- ・答申のとりまとめ

☆提言書提出 平成26年4/10

「審議会等の改革について」答申書を市長に提出

取り組みに関する評価（前委員から）

＜良かった点＞

- ・ 審議会等のあり方、実態についてのフリーな討議が有効であった。
- ・ 部会運営が前向きでよかった。
- ・ 推進委員会からの提言が速やかに当局に取り入れられ、制度改正につながった。

＜悪かった点＞

- ・ 委員会の設置意義や条例の理念・思想についての深い掘り下げの議論がなく上滑りの感があった。
- ・ 条例理念達成のプロセスとその達成程度を評価することが第一意義のはずが実現できなかった。

【審議3】

諮問案件について

【諮問の背景】

第2次総合計画策定にまちづくり推進プランについて

＜諮問の背景のポイント＞

1. 今年度（平成26年度）より着手している、これからの市の方向性を示す指針として策定する瑞穂市第2次総合計画（H28年度～10年間）の策定にあたり、将来に向けた市のまちづくりに関する分野の取組みとして、新たな総合計画に盛り込むべき推進プランを検討する（重点課題や取り組みを整理し、実行するプランを総合計画に盛り込む）必要がある。
2. 前推進委員会において、総合計画策定における市民参画のあり方について審議していただき、市民が計画策定に参画することの必要性和、その手続（手方）についてのご意見を賜り、これに基づく策定方針を定めた。
3. 新たな総合計画策定における市民参画手続きやその実践について更なる検討を進めながら、市民参画・協働の分野に関する本市が目指すべき目標と、これを達成するための取り組み及び実践についての検討が必要とされる。

総合計画策定における市民参画のあり方

瑞穂市まちづくり基本条例（平成23年条例第13号）

（計画の策定等への参画）

第17条 市の執行機関は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定等を行うに当たっては、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民がそれらに参画する機会を保障します。

基本条例に定める市民参画の方法

瑞穂市まちづくり基本条例（平成23年条例第13号）

（参画の方法）

第16条 市の執行機関は、前条第1項に規定する参画する機会を保障するため、事案に応じて次に掲げるいずれかの方法を用います。

- （1） 審議会等への委員としての参画
- （2） 公聴会、懇談会等への参画
- （3） ワークショップその他の一定の課題について集団で検討作業を行うことへの参画
- （4） パブリックコメント（意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見又は情報を考慮して決定する制度をいう。）その他の意見の聴取
- （5） アンケート調査等による意見の聴取
- （6） その他の市長が別に定める市民参画手続

第1次総合計画（前回計画）での市民参画

①審議会等への委員としての参画

総合計画策定審議会（平成17年） 委員数20名以内

委員構成 市議会議員2名 朝日大学2名 関係団体16名

所掌事項 総合計画の策定について調査及び審議すること

②公聴会、懇談会

実施なし

③ワークショップその他

実施なし

④パブリックコメント

実施なし

⑤アンケート調査 「まちづくりアンケート調査」

実施時期 平成16年9月

調査対象 18歳以上の市民3000人を無作為抽出

総合計画策定に用いる市民参画の方法

①審議会等への委員としての参画

審議会名 総合計画策定審議会（平成26年7月設置）

委員数 20名以内

委員構成 ●有識者①（学識経験者） 大学教員等 2名
●有識者②（専門知識を有する者）各分野から4名
（行政改革・都市計画・福祉医療・教育文化）
●識見者③（識見を有する者） 各分野から6名
（自治会・商工会・教育委員・農業委員等）
●官公庁、行政関係機関 県、社協 から2名
●市民 公募委員6名

所掌事項 総合計画の策定について調査及び審議すること

総合計画策定に用いる市民参画の方法②

②市民参加の素案策定組織

（総合計画策定市民検討会議）の設置

●計画分野ごとの素案策定段階において、市民の意見を反映させながら進めることを目的とし、「総合計画策定市民委員」の公募を行い、応募された市民委員を各計画分野の専門部会へ割り振り、素案策定（プロセス）に参加して頂く取り組み。

●特に専門性の高い分野の計画には、有識者を入れるなど策定体制の充実を図る

瑞穂市総合計画策定市民検討会議の設置

（設置）

市の新たな総合計画（瑞穂市総合計画策定条例（平成24年条例第2条第3号）第2条に規定する総合計画をいう。（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、市民の参画のもと、協働で総合計画の素案策定の検討を行うことを目的として、瑞穂市総合計画策定市民検討会議（以下「市民検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 市民検討会議は、総合計画の素案策定に必要な事項について検討するものとする。

瑞穂市総合計画策定市民検討会議設置要綱（平成26年告示第176号）

瑞穂市の将来計画づくりに参加しよう「総合計画策定市民検討会議」の検討委員を募集

募集内容	市では、地域特性や資源を活かした魅力あるまちづくりを目指し、平成28年度から始まる瑞穂市第2次総合計画の策定を進めております。この計画の策定にあたり、市の将来や課題を市民のかたと一緒に考え、計画の素案作りを進めることを目的として「瑞穂市総合計画策定市民検討会議」（以下「検討会議」）を組織することになりました。 ついては、私たちのまちの将来を共に考える一員として検討会議に参加していただけるかたを下記により募集します。		
名称	瑞穂市総合計画策定市民検討会議	開催回数	月1回程度
任期	任命の日から平成27年10月頃までの予定	報酬等	支給されません
応募資格	右の要件に すべてあてはまる人 ①瑞穂市に在住、在勤または在学している満18歳以上（応募時年齢）の人 ②まちづくりに興味や関心があり第2次総合計画策定に協力いただける人 ※瑞穂市の市議会議員および職員は除く		
募集人員	30名程度		
応募方法	「応募用紙」：所定の応募用紙に住所、氏名、生年月日、職業、連絡先などをご記入いただくとともに、志望動機及び指定する事項について、ご自由なお考えをお書きください。 ※様式は、企画財政課、巢南庁舎市民窓口課に配置しています。 ※応募用紙は、瑞穂市のホームページからダウンロードすることができます。		
応募締切	11/28（金）（郵送の場合は当日消印有効）		
選考結果	選考審査会において応募書類を基に選考し、結果は応募者全員に通知します。		
問い合わせ	企画財政課 ☎327-4128 E-mail : kikaku@city.mizuho.lg.jp		

次期総合計画策定に用いる市民参画の方法③④

③地区懇談会等の開催

●計画素案について、地区懇談会や、討論会などを開催し、市民からの意見聴取と、計画素案への理解を深める

④ワールド・カフェ等対話の機会の提供

●「総合計画」のテーマに限定せず、これからのまちづくりの方向性について、参加者が自由に意見交換を行い、新しいアイデアや市民間のネットワークを広げる



「瑞穂市の未来を語ろう!」 ワールドカフェ」参加者募集

瑞穂市の未来のまちづくりと一緒に考えてみませんか?

目的

市では、平成28年度から始まる瑞穂市第2次総合計画の策定に向けて、市民の皆さんと共に進める計画策定の取組（未来を共有する場づくり）の一環として、市民の皆さんが感じる瑞穂市の魅力や未来のまちづくりについて話し合う、「瑞穂市の未来を語ろう!ワールドカフェ」を開催します。

開催日時

12/14 (日) ※第1回・第2回両方への参加可

第1回 9時30分～12時30分 (50名)

第2回 14時～17時 (50名)

開催場所

市民センター 大ホール

対象者

市内在住・在勤または在学しているかた
または瑞穂市の将来に興味があるかた

募集人員

各50名程度 (定員になり次第締切)

募集方法

①住所、②氏名、③年齢、④電話番号を明記の上、電話、FAX、Eメールのいずれかの方法でお申込ください。

※申込用紙は市HPまたは穂積庁舎総合案内、渠南庁舎市民窓口課で入手できます。

申込締切

11/28 (金) 必着



申込・問い合わせ

企画財政課 ☎327-4128 FAX 327-4103

✉ kikaku@city.mizuho.lg.jp

参加費用
無料

～「ワールドカフェ」って
なんだろう?～

カフェのようなくつろいだ雰囲気の中で、小グループで席替えを繰り返しながら話し合う方法。楽しく語り合う中で、新しい発見や気づきができるワールドカフェにあなたも参加してみませんか?



次期総合計画策定に用いる市民参画の方法⑤⑥⑦

⑤パブリックコメントの実施

- 完成した総合計画の素案について、広く市民からの意見を求め、見直すべき事項がある場合、必要に応じた修正等を行う。

⑥市民アンケートの実施

- 市民の意識・意向を把握し計画策定の基礎資料とするため実施。

⑦その他

- 市役所内部組織として、若手職員（40歳以下）で組織するプロジェクトチームを設置し、総合計画策定推進体制の核とする。

瑞穂市第2次総合計画に係る まちづくり推進プランについて

については、新たな総合計画策定における
市民参画手続の実践をはじめ、将来に向け、
市民参画・協働の分野に関する本市が目指
すべき目標と、これを達成するための取り
組み及び実践について貴委員会の意見を求
めます。

瑞穂市第2次総合計画に係る まちづくり推進プランについて

① 新たな総合計画策定における市民参画手続の実践

新たな総合計画の策定に際し、実施する市民参画の手法を検証するとともに、市民参画の推進につながる具体的手法の実践などについての検討。

＜将来に向け、市民参画・協働の分野に関する＞

② 本市が目指すべき目標とこれを達成するための取り組み及び実践

取り組むプラン（具体的な取り組みと実践内容）の検討。

計画＝「なに」を「いつまでに」「どのような状態に」するのかなど具体的な取り組みに対する成果指標を設定

今後のスケジュール案について

＜今後のスケジュール案＞

【平成26年度】

平成26年11月12日	第2回 諮問
平成26年12月	第3回 推進プラン審議①
平成27年 1月	第4回 推進プラン審議② (中間報告⇒総合計画策定委員会)
平成27年 3月	第5回 推進プラン審議③ (総合計画策定委員会からの意見)

【平成27年度】

平成27年 4月	第1回 推進プラン審議④
平成27年 6月	第2回 答申書案審議① (中間報告⇒総合計画策定委員会)
平成27年 8月	第3回 答申書案審議②
平成27年10月	第4回 答申書審議③ 確定⇒答申(市長へ)